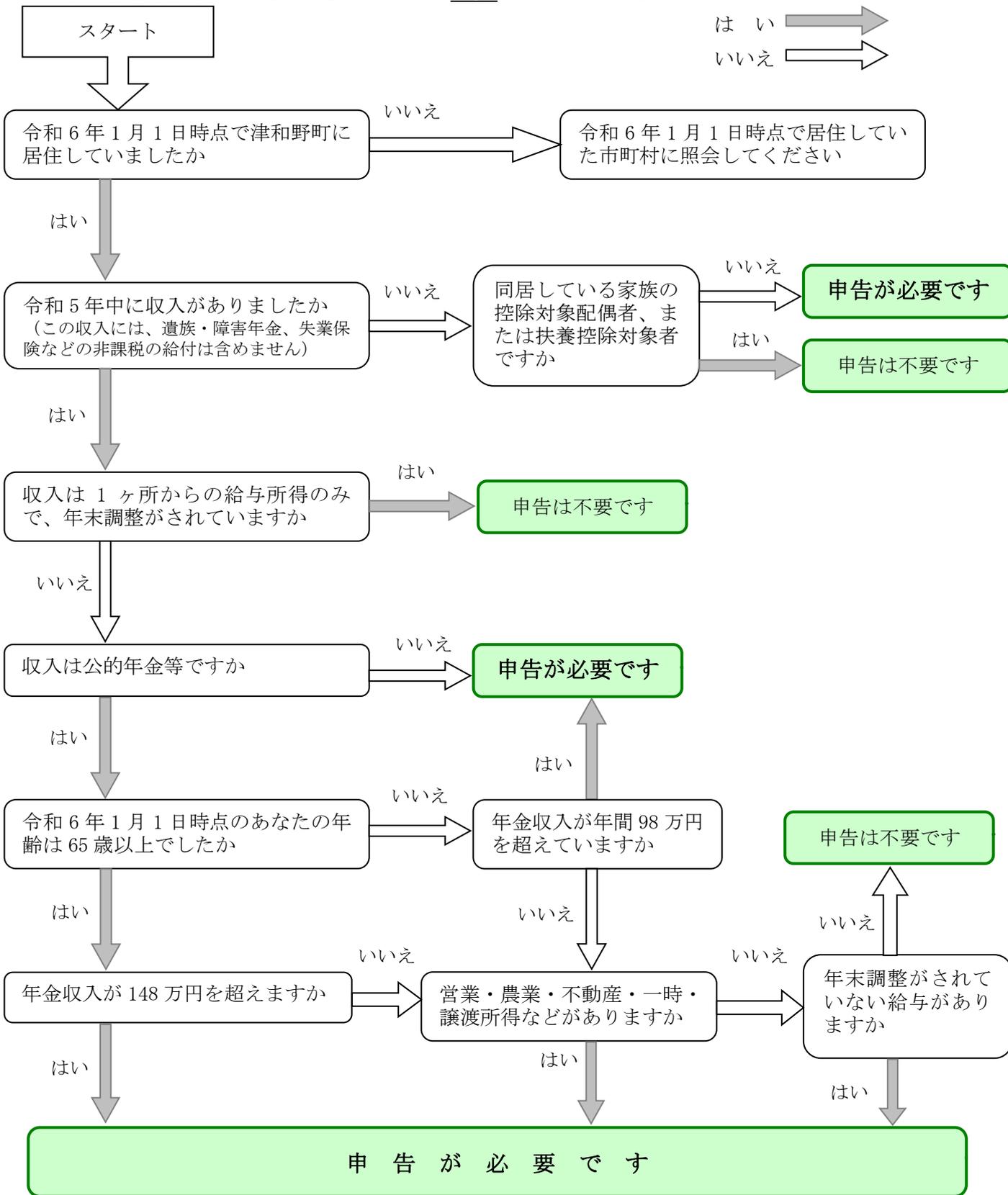


スタートから進み、申告が必要か不要か判断する目安にしてください。



注) 上記で「申告は不要」となった方でも、医療費控除や寄付金控除、雑損控除を受けたい方は申告が必要です。また、生命保険等の一時金（満期金）や年金がある場合は、申告が必要です。

遺族・障害年金等は非課税ですが、津和野町の国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の方で、どなたの扶養にもなっていない方は申告をお勧めします。

なお、譲渡所得や消費税の申告をされる方は、津和野町の申告会場ではお受けできない場合がありますので、益田税務署に相談してください。

ご不明な点等ございましたら、2月15日（木）までに役場税務住民課（74 - 0069）へお問合せください。